

【行政不服審査法の主な改正概要】

①「審理員」による審理手続の導入

現行の法律では、不服申立ての審理を行う者について定めがなく、行政処分に関与する者が審理を行うことがあります。このため、新しい制度では、審査庁の職員のうち行政処分に関与していない者が、不服申立人と処分庁の両者の主張を公正に審理することとなります。

②第三者機関への諮問手続の導入

第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより裁決の公正性の向上を図るため、審査庁が不服申立てに対する裁決をする際に、専門的知見を有する外部の人材からなる第三者機関によるチェックが行なわれます。

処分庁：行政処分を行った行政機関等
審査庁：不服申立てに対する裁決を行う行政機関等

③審理手続における審査請求人の権利拡大

証拠書類等の閲覧に加え、謄写もできるようになります。また、口頭意見陳述においては処分庁へ質問を行うことができるようになります。

④不服申立てをすることができる期間の延長

60日→3か月

⑤不服申立手続の一元化

現行制度の不服申立てにおいては、弁明書により処分庁から説明を受ける機会がある「審査請求」と、実質その機会がない「異議申立て」の2つの手続がありましたが、手続保障の観点から「審査請求」に一元化されました。

異議申立て：処分庁に上級行政庁がない場合に、処分庁に対して行う不服申立て。
審査請求：処分庁に上級行政庁がある場合に、上級行政庁に対して行う不服申立て。

○その他

行政不服審査法の全部改正のほか、関連法律の一部改正が行われ、「不服申立前置」については、一部を除き廃止等の見直しがされました。

不服申立前置：裁判所に出訴できる要件として不服申立てに対する決定を経なければならぬこと。

※行政不服審査制度の詳細情報は、総務省のホームページに掲載されています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/index.html